

一般公衆浴場の措置の基準

区分	措置の基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入られない構造であること。 ・出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓(はえ、蚊等の侵入を防ぐための網戸等を備えた開放できる窓をいう。以下同じ。)又は換気設備を設けること。 ・入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ・洗面設備を設けること。 ・洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあっては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ・浴室との仕切りの相当部分は、浴室内を容易に見通すことができる構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、附帯家族風呂にあっては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・換気及び湯気抜きのための開放窓又は換気設備を設けること。 ・浴槽は、上縁の高さを洗い場の床面から〇・三メートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造の浴槽又は常時溢水する状態で使用される浴槽については、この限りでない。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、附帯家族風呂にあっては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・流水式の手洗い設備を設けること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
附帯露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場を設けないこと。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附帯サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ・床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。
屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止できる構造とすること。

イ サウナ風呂

区分	措置の基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入られない構造であること。 ・出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ・洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 ・洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあつては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・流水式の手洗い設備を設けること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂の各室ごとに便所を設ける場合にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止できる構造とすること。
サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ・床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
洗い場に設置する 附帯浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。
附帯露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場を設けないこと。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附帯家族風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。 ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。
砂、おがくず等を使用する 附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済若しくは洗浄済のものと交換すること。

ロ 老人福祉センター ハ スポーツ施設 ニ 福利厚生のための公衆浴場 ホ 家族風呂

区分	措置の基準
出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入られない構造であること。 ・出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ・洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 ・洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあつては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・流水式の手洗い設備を設けること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂の各室ごとに便所を設ける場合にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止できる構造とすること。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
洗い場に設置する 附帯浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。
附帯露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場を設けないこと。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附帯サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ・床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。
附帯家族風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。 ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。
砂、おがくず等を使用する附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済若しくは洗浄済のものと交換すること。

へ 露天風呂

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入れない構造であること。 ・出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ・洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 ・洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあつては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・流水式の手洗い設備を設けること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂の各室ごとに便所を設ける場合にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止できる構造とすること。
浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内に設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
洗い場に設置する 附帯浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・浴槽水及びその原水は、規則に定める水質基準に適合したものとする。 ・浴槽水は、常に、十分な量を保持し、かつ、適当な温度に保つこと。
附帯露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場を設けないこと。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附帯サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ・床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。
附帯家族風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。 ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。
砂、おがくず等を使用する附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済若しくは洗浄済のものと交換すること。

ト 健康増進施設認定規程に規定する施設

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入れない構造であること。 ・出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ・洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 ・洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあつては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・流水式の手洗い設備を設けること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂の各室ごとに便所を設ける場合にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止できる構造とすること。
浴室(洗い場を設ける浴室を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、水着を着用して入浴する浴室は、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。ただし、水着を着用して入浴する浴室は、この限りでない。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
洗い場に設置する 附帯浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。
附帯露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場を設けないこと。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附帯サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ・床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。
附帯家族風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。 ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。
砂、おがくず等を使用する 附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済若しくは洗浄済のものと交換すること。

チ 熱気、砂、おがくず等

出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口は、二重とし、外部から直接脱衣室に入れない構造であること。 ・出入口には、相当数の履物を入れる設備を設けること。
脱衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・入浴者の衣類及び携帯品を保管する相当数の棚又は容器を設けること。 ・洗面設備を設けること。ただし、入浴者が利用しやすい他の場所に洗面設備を設けるときは、この限りでない。 ・洗面設備が水飲み場として兼用できない場合にあつては、水飲み場を設けること。ただし、浴室等入浴者が利用しやすい場所に水飲み場を設けるときは、この限りでない。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴者が利用しやすい場所に便所を設けること。 ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・流水式の手洗い設備を設けること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。ただし、家族風呂の各室ごとに便所を設ける場合にあつては、この限りでない。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
屋外排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・排水溝及び汚水沈でん槽は、衛生害虫の発生及びねずみの侵入を防止できる構造とすること。
洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・男性用及び女性用に区別し、相互に見通しのできない構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。
洗い場に設置する 附帯浴槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。
附帯露天風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・洗い場を設けないこと。 ・浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造とすること。
附帯サウナ室	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な位置に換気を適切に行うための給気口及び排気口又は換気設備を設けること。 ・床は、適当な勾配を付け、かつ、清掃作業の際に使用された水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。 ・入口の適当な位置に室内を容易に見通すことができる窓を設けること。 ・室内の入浴者が見やすい位置に非常用ブザー等を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・サウナ室の入口に営業者が定める利用基準温度を表示するとともに、室内の適当な位置に温度計を設けること。
附帯家族風呂	<ul style="list-style-type: none"> ・開放窓又は換気設備を設けること。 ・床は、水が滞留しないよう適当な勾配を付けること。 ・床の最低部に適当な勾配を付けた排水溝を設けること。 ・室内は、清掃のしやすい構造とすること。 ・公衆浴場の外部から見通しのできない構造とすること。 ・浴槽は、洗い場での使用水及び浴槽からの溢水が浴槽内に流入しない構造又は常時溢水する状態で使用されるものとする。 ・天井には、水滴が落下しないよう適当な勾配を付けること。
砂、おがくず等を 使用する附帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・砂、おがくず等は、適宜未使用のもの又は消毒済若しくは洗浄済のものと交換すること。